

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について

税務課 内線261～263

今まで納付書や口座振替で納付いただいている公的年金にかかる個人の住民税（町県民税）が、本年10月以降に支払われる老齢基礎年金などの公的年金から特別徴収（年金からの天引き）されることになります。

【特別徴収される方】

個人住民税の納稅義務者のうち、前年中に公的年金などの支払を受けた方で、当該年度の4月1日において、国民年金法に基づく老齢基礎年金などの支払を受けている65歳以上の方が基本的には対象者となります。

【特別徴収されない方】

次のいずれかに該当する方は、特別徴収の対象者であっても、公的年金からの特別徴収は行いません。

- ①1月1日以降、引き続き同じ年の4月1日まで湯河原町に住所を有していない方。
- ②老齢等年金給付の年額が18万円未満である方。
- ③特別徴収する年税額が老齢等年金給付の年額以上となってしまう方。

【特別徴収の対象となる税額】

公的年金、企業年金及び恩給などを含めた公的年金など全てを合算した収入は、特別徴収税額を算出する収入となり、算出された個人住民税の均等割額と所得割額が特別徴収の対象となる税額です。

【特別徴収する年金の種類】

特別徴収を行う公的年金とは、老齢または退職を支給事由とする老齢等年金給付です。

【特別徴収の時期と税額】

平成21年度及び公的年金などの支払を初めて受けた年の翌年度の特別徴収の時期と、平成22年度以降の特別徴収の時期とでは違いがあり、年税額を5回に別けて納付する年度と6回に別けて納付する年度があります。詳しくは、次のとおりとなります。

①平成21年度及び年金の支払を始めて受けた年の翌年度

6月（1回目）	年税額の約半分を2回に別けて納付書により納付していただきます。
8月（2回目）	
10月（3回目）	年税額の約半分を3回に別けて公的年金から特別徴収します。
12月（4回目）	
2月（5回目）	

②平成22年度以降

4月（1回目）	前年度の10・12・2月の特別徴収税額と同じ税額を公的年金から仮徴収として特別徴収します。
6月（2回目）	
8月（3回目）	
10月（4回目）	年税額から仮徴収税額を引いた残りの税額を3回に別けて公的年金から特別徴収します。
12月（5回目）	
2月（6回目）	

国民年金保険料の納付は、口座振替が便利です

住民課 内線326

国民年金保険料は、全国の金融機関・郵便局で口座振替ができます。口座振替の手続きを一度するだけで、毎月金融機関に行く手間と時間が省けて大変便利です。

また、口座振替で当月末引落としにすると保険料が割引されますのでお得です。お申し込みいただくと、初回に2か月分の保険料（割引なし+50円割引）の口座振替を行い、以後、毎月の保険料が50円割引となります。（早割制度）

平成21年度分（平成21年4月分～平成22年3月分）を口座振替で1年前納もしくは半年前納すると、納

付書で前納するよりさらに割引がありますので、ぜひご利用ください。

また、前納した方が途中で厚生年金などに加入したときは、その加入月以降の保険料はお返ししますので、二重払いにはなりません。

口座振替による1年前納または半年前納をご希望の方は、3月中に社会保険事務所での登録が必要になりますので、各金融機関・郵便局の窓口で申し込みをされる場合は、年金手帳もしくは納付書、通帳、通帳届出印を持参し2月中に手続きをしてください。